

十和田八幡平国立公園
生出野営場管理運営事業者
応募要領

東北地方環境事務所

十和田八幡平国立公園生出野営場運営事業者 応募要領

東北地方環境事務所

1. 公募の目的

十和田八幡平国立公園（十和田八甲田地域）の生出野営場は十和田湖畔に位置し、十和田湖への導入部として、また湖畔探勝のための基点として、東北地方環境事務所が整備している。十和田八幡平国立公園が、平成 28 年 7 月に環境省の「国立公園満喫プロジェクト」*を先行実施していく国立公園に選定されたことを受け、民間事業者と連携した閑散期（冬季）における本野営場を活用した自然体験プログラムの試行などに取り組んできた。

東北地方環境事務所では、利用者がより快適に生出野営場を利用することができるよう、民間のノウハウを活かした新たなサービス展開や維持管理の充実を図るため、当該施設の運営及び維持管理等を実施する者（以下、「事業者」という。）を公募するものである。

※「国立公園満喫プロジェクト」については以下の URL を参照

<http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/index.html>

2. 施設の概要

- (1) 所在地 秋田県鹿角郡小坂町十和田湖畔字生出
- (2) 敷地面積 約 46,000 m²
- (3) 整備年度 昭和 61 年度～（直近では平成 20 年度に車道、駐車場、標識を一部再整備）
- (4) 施設概況
 - ①テントサイト 区画サイト 44 区画及びオートサイト 14 区画
 - ②センターハウス（管理棟） 木造 2 階建て、435 m²
 - ③トイレ棟（3 棟） 木造平屋、31～34 m²
 - ④炊事棟（3 棟） 木造平屋、39～44 m²
 - ⑤駐車場（3 箇所） 湖側 27 台、管理棟前 31 台、炊事棟前 12 台
 - ⑥その他附帯施設 井戸ポンプ等給水施設、野外炉、卓ベンチ、照明灯、標識等

3. 管理委託予定区域

- ・生出野営場全域（別添 1 のとおり）

4. 年間利用状況

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	1806 人	1357 人	2484 人	1296 人	1405 人

5. 業務委託等に関する基本的事項

(1) 業務委託等

① 委託方法

- ア 環境省と公募により選定した事業者との間で野営場の運営管理に関する業務委託契約（別添2参照）を締結する。
- イ 委託業務の範囲は、環境省が通常の野営場管理として必要な業務として要求水準書（別添3参照）に定める範囲とする。
- ウ 事業者は、委託業務に必要な費用について、野営場の利用者から徴収する施設利用料をもって充てるものとする。
- エ 通常の野営場管理として必要な業務（以下「管理運營業務」という。）を超える範囲の事業（以下「収益事業」という。）にあつては、野営場運営と一体的に提供することで利用者へのサービス向上につながるものに限る。なお、収益事業にあつては、別途、収益事業で利用する国有財産（土地・建物）について国有財産使用許可を受ける必要がある（要求水準書を参照）。国有財産使用許可に係る申請については、事業者決定後、案内する。

※参考：国有財産使用許可に係る申請書類について

国有財産使用許可申請書（事業者決定後、様式を提供する。）

関係図面（位置図、求積図など）

求積表

役員名簿

定款又はそれに代わるもの

暴力団排除に関する制約事項

② 契約期間

- ア 契約期間は上記①の契約を締結してから令和12年3月末までの約5年間とする。委託業務の実施状況が適切であると認められる場合は、事業者の申し出によって上限を5年として契約期間の更新を行うことができるものとする。この場合、事業者は契約期間終了の3ヶ月前までに申し出るものとする。
- イ 契約期間の始期は令和7年4月以降とする。
- ウ 契約期間には、事業者が行う管理運營業務に必要な諸設備の設置、撤去、原状回復等に要する期間を含むものとする。
- エ 事業者が自己の都合により運営を終了させる等の契約の変更又は解除をしようとするときは、当該期日の3ヶ月前までに、所定の様式により東北地方環境事務所長に申し入れなければならない。

6. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 説明会に参加した者であること。
- (4) 事業者を選定された場合は、施設の責任者が小坂町内又は十和田市内に在住すること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

7. 応募要領の交付方法

(1) 交付期間

令和7年1月20日(月)から令和7年1月31日(金)

(2) 交付方法

東北地方環境事務所ホームページに応募要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/>

(3) 問い合わせ先

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F
環境省東北地方環境事務所国立公園課 担当：奈良田
TEL 022-722-2874

8. 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

7. (3) に同じ (2) 受付方法

メール(アドレス：REO-TOHOKU@env.go.jp)にて受け付ける

(3) 受付期間

令和7年2月3日(月) 17時まで

(4) 回答

令和7年2月4日(火) 17時までに、質問提出者に対してメールにより行う。

9. 資格要件に係る提出書類、提出期限等

(1) 提出書類(様式1)

以下i～iii(上記6.(4)～(6))がわかる書類として①又は②を提出すること。

- i. 事業者を選定された場合に施設の責任者が小坂町内又は十和田市内に在住することがわかる書類
- ii. 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であることがわかる書類
- iii. 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していることがわかる書類

① 応募者が「法人」の場合

- ア 法人概要(任意様式)
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- エ 直近3年分の決算書の写し(貸借対照表、損益計算書、附属明細書)

- オ 直近3年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
- カ 応募する時点で施設の責任者が小坂町内又は十和田市内に在住していない場合は、事業者を選定された場合に小坂町内又は十和田市内に在住することを明記した文書（様式任意）

②応募者が「個人」の場合

- ア 履歴書（様式任意）
- イ 身分証明書（公的機関発行のもの。）
- ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明）（法務局発行のもの）
- エ 開廃業届出証明書（税務署発行のもの）
- オ 直近3年分の決算書の写し
 - ・確定（修正）申告（控）の写し
 - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- カ 直近3年分の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
- キ 応募する時点で施設の責任者が小坂町内又は十和田市内に在住していない場合は、事業者を選定された場合に小坂町内又は十和田市内に在住することを明記した文書（様式任意）

（2）提出期限等

①提出期限

令和7年2月7日（金）17時

②資格要件に係る書類の提出場所

7.（3）に同じ

③提出部数

1部

④提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営事業者応募に係る資格要件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかつた資格要件資料は、無効とする。
- ウ 提出された資格要件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした資格要件に係る資料は、無効にする。
- オ 資格要件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- カ 提出された資格要件に係る書類は、東北地方環境事務所において、資格要件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、事業者として選定された者が提出した資格要件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正

当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

10. 企画書について

(1) 提出書類(様式3)

企画書 ※記載する項目は企画書作成事項・審査要領(別紙2)に従うこと

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和7年2月14日(金)17時

② 企画書の提出場所

7.(3)に同じ

③ 提出部数

5部

④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く)とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「十和田八幡平国立公園生野営場管理運営事業者応募に係る企画書在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書は、無効とする。

ウ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1者当たり1件の企画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 資格要件を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書は、無効にする。

キ 企画書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ク 提出された企画書は、東北地方環境事務所において、企画書の審査以外の目的に無断で使用しない。審査の結果、事業候補者として選定された者が提出した企画書の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

ケ 事業者は、原則として自らが提出した企画書の内容に従って業務を運営するものとするが、諸事情の変化により企画書の内容の一部変更を東北地方環境事務所長が指示する場合がある。その場合は、東北地方環境事務所長と事業者の協議において、決定するものとする。

コ 本公募において知り得た一切の秘密は、他に漏らしてはならない。

11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る資格要件に係る提出書類及び企画書については、別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類等に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

1 2. 運営事業者の選定方法

提出された企画書について、書類による審査を実施する。

なお、書類による審査によって事業者を選定することを基本とするが、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

(1) 書類審査

審査は、資格要件の有無を確認の上、「十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営事業者評価基準及び採点表」(別紙3)に基づき、提出された企画書について行い、最も優秀な企画書を提出した1者を選定する。

① 日時

令和7年2月18日(火)(予定)

② 結果通知

企画書の提出があった応募者に対し、原則として審査の日から2日以内に郵送による文書通知を行う。

(2) ヒアリング

必要に応じてウェブ会議システムを用いたヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合は、実施の前日までにウェブ会議への参加に必要な情報とともに通知する。説明をする者は、原則として、本業務を実施する場合における主たる責任者とする。

① 日時

令和7年2月18日(火)(予定)

② 実施方法

環境省 WEBEX (予定)

【添付資料】

- 別添 1 管理委託予定区域図、施設写真
- 別添 2 十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務委託契約書（案）
- 別添 3 十和田八幡平国立公園生出野営場管理運営業務要求水準書

- 別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項
- 別紙 2 企画書作成事項・審査要領
- 別紙 3 評価基準及び採点表

- 様式 1 資格要件書類の提出について
- 様式 2 企画書の提出について